

付加保険料制度は、国民年金保険料(令和6年度は16,980円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、将来受給する年金額を増やすことができる制度です。「200円×付加保険料を納めた月数」が付加年金額として老齢年金額に上乗せして受給することができます。

●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

●申込手続き

- ・付加保険料を納付するには付加保険料納付申出書の提出が必要です。
- ・申出にはマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものが必要です。
(マイナンバーカード、基礎年金番号通知書、年金手帳など)

●注意事項

- ・付加保険料の納付は申出をした月分からになります。
- ・納期限は納付対象月の翌月末日です。
- ・付加保険料の納付をやめる場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●申込場所

岐阜南年金事務所または役場住民課

※「マイナポータル」からマイナンバーカードを利用して電子申請もできます。

岡崎南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署

9月9日は救急の日

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



皆さんは9月9日が何の日か知っていますか?9(きゅう)と9(きゅう)の日で、「救急の日」です。この日は、救急業務や救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として昭和57年に定められました。また、救急の日を含む一週間を救急医療週間とし、救急に関する様々な行事が各地域で実施されています。

もし、大切な家族や友人が目の前で倒れた時あなたは何をしてあげられますか?何も知らなければすぐに行動することができません。すぐに行動に移せるようにこの「救急の日」をきっかけとして第一歩を踏み出してみてもどうでしょうか。一人でも多くの方が講習などを通じて救急の知識・技術を身に付けることができれば助けられる命が増えることにつながります。ここで羽島郡広域連合消防本部が行っている講習を紹介します。

羽島郡広域連合消防本部では、羽島郡に在住・在勤・在学の方を対象に、毎月第2日曜日に日曜普通救命講習を行っています。3時間の講習と事前に「eラーニング」といったWEB講習を実施してもらう2時間の講習があります。時間がない方でも、自宅にしながら簡単に講習を受けることができます。また、受講者には修了証が発行されます。ぜひ、救急の知識・技術を身に付け、大切な家族や友人を守るために日曜普通救命講習の受講をお願いします。

